

1. 研究報告

① ベルリン自由大学法学部での研究実践

平成20年9月1日からドイツのベルリン自由大学法学部長ハインツェン教授の招待を得て、ベルリン自由大学法学部ユルゲン・プレルス教授の下で、保険契約法現代化に関する以下の研究を行った。本研究は、プレルス教授との定期的討論、アルムブリュスター教授同席の下での討論、クリムケ講師による研究教示、ベルリン自由大学とその関係機関で行われた講演及び講義への参加、及びベルリン自由大学法学部での文献調査等を通して推進された。

(1) 保険契約法現代化の重要条文の検証

ドイツ及び日本の法改正検討段階において、立法政策上必要と考えられた規律として、「告知義務制度の現代化」、市場政策上改正が迫られた規律として「契約内容の透明化のための規律」、国際ルールを国内法化するために改正された規律として「助言義務に関する規律」、裁判例と実務との乖離を克服するために求められた規律「保険仲介人の告知受領権に関する規律」を集中的に検討した。

具体的には、プレルス教授より教示を受けた重要文献の内容検討に基づき、ドイツ保険契約法6条（助言義務）、同7条（説明義務）、保険契約における情報提供義務令1条から4条（保険者が提供すべき情報の種類と提供方法）、保険契約法19条、21条（告知義務）、同61条（保険仲介人の助言・記録義務）、同63条（保険仲介人の損害賠償義務）、同69条1項第1号、第2号（保険仲介人の告知受領権）、同169条（解約返戻金）、ドイツ民法254条（過失相殺）、同280条1項（損害賠償請求）、同278条（履行補助者の故意過失による損害賠償義務）、同307条（約款の内容規制に関する一般条項）の規律内容、判例・有力説を検証した。

(2) ドイツ法と日本法との比較検証及び要因分析

告知義務、解約返戻金、損害賠償、約款の内容規制にかかわる日本の保険法4条、同7条、28条、同31条、同37条、同41条、同55条、同59条、同63条、同65条、同66条、同70条、同84条、同88条、同92条、同

94条、日本民法415条、同416条、消費者契約法9条、10条の内容、立法目的、解釈上の問題点、重要判例の概要について、ドイツの研究者に説明したうえで、両国法の共通点と相違点を討論した。

この討論の過程で、ドイツの法学部の教授、講師、助手、博士課程の学生が、研究課題に関する継続的相互対話を通して、コンメンタール、論文、評釈を分担執筆していく方法論を知ることができた。

また、教授自身が論文を執筆する過程で直面している新しい法的論点、判例に対する考え方、諸学説の問題点に対する見解を異なった角度から検証するために、講師、助手、学生と積極的に対話の機会をもつことの意義を確認することができた。ベルリン自由大学法学部でのこのような活発な討論を通して、教授自身が現在検討中の最新の学問的課題を直に知る機会を得たことの意味は非常に大きかった。今後の研究指導のみなおし、演習科目の改革、論文執筆の方法修正につなげたい。

さらに大きな成果としては、ドイツと日本との比較を行う場合に、日本の状況を正確にわかりやすくドイツ人に伝えたいと比べて比較討論することが、決定的に重要であることを認識できた点にある。同じ規範目的の下に制定された法制度であっても、その解釈、適用において、ドイツと日本とは相当異なる点が多々あり、その理由は様々である。社会的背景や条文の相違による場合以外に、ドイツの法解釈論の限定的受容による場合もあるため、日本の状況を正確に伝えたいと、ドイツ人と共通の認識をもって法解釈論を討議することは非常に重要であった。このように日本の独自性に敬意と関心をもつドイツの研究者と共同研究できたことの成果は、今後、本学において国際的な研究基盤を形成のための重要な方法論としたい。

(3) 新しい解釈理論と実務への影響に関する再検証

・ 助言義務と説明義務

助言義務と説明義務に関しては、日本の法制度の状況と日本の保険会社の実務的課題を説明したうえで、新保険契約法施行後のドイツにおける実務の影響を踏まえた解釈理論に関する討論を行った。

この討論では、プレルス教授、アルムブリュスター教授より、ドイツの裁判例、助言費用と助言の範囲に関する実務的問題点、助言しなければならない理由に関する法解釈上の問題点を中心に教示を受けた。

またこの討論には、本学大学院海洋科学技術研究科博士前期課程海運ロジスティクス専攻で来年度より産学連携で開設される海事法学科目担当予定の東京海上日動火災保険株式会社経営企画部も参加した。

その結果、ドイツ側は、日本との比較を通して、今後のドイツにおける判

例の展開と実務への影響を考慮した解釈論の更なる発展の機会を得ることができ、他方日本側は、保険業法の改正、民法の損害賠償理論の再検討、保険会社の実務的課題に関する法的解決策の示唆を得ることができた。この成果は、大学院における新科目（海上保険法、損害保険法と民事責任）の開設を通して、学生に講義する内容の充実化に寄与するものとする。

- ・ 契約内容の透明化

ベルリン自由大学、ベルリンフンボルト大学、ベルリン工科大学の三大学共同で産学連携により保険法、保険学、保険数学の研究・教育を推進しているベルリン保険ネットワークで開催された、保険契約の透明化に関連する講演に参加した。この講演では、従来からドイツ保険法学の最重要課題の一つであった生命保険契約における契約締結費用の透明化に関する、ベルリンフンボルト大学のシュヴィントヴスキー教授の最新の理論、保険会社の解約返戻金のシミュレーションによる透明性の効果に関する見解、保険仲立人の代表者による実務の動向を研究することができた。ベルリンの三つの大学が、学生の教育、相互研究交流、実務と学問との連携を共同で推進する方法は、今後、本学が海洋教育プラットフォームを他大学と共同して構築する際の参考となった。

② ベルリン自由大学法学部で学んだ世界水準の教育方法の具体例

(1) 講義と対話の融合による効果的教育方法

プレルス教授の学部における講義は、プレルス教授が最新の重要判例に基づき作成した具体的事案を使用して行われた。この教材は、学生への教育効果、学生の関心度、法律論としての重要性、及び隣接分野の総合的学習を考慮して作成されており、講義の前にプリントとして毎回配布された。講義は、各事案に適用される条文、その条文を適用するための要件、事案のどの事実に着目することによって、どのような理論的解決が可能であるかという点に配慮して進められ、学生に対し、常に具体的な質問を投げかけ、学生がそれに答えるという形で対話が繰り返された。しかし対話だけにとどまるのではなく、質疑応答の要所で、問題可決のために考察しなければならない法的論点、学説、裁判例の講義が具体的に行われた。そして学生がある程度の水準の理論的解決策に近づいたときに、教授自身の見解とその事案を作成する基となった重要判例の解説が行われた。

学生は、教授が要所で講義する内容、事案解決のための理論展開方法を丁寧にノートに記録し、不明な点がある場合には、積極的に質問を繰り返していた。本学においてもこのような講義と対話による効果的な教育方法を

実施するために、契約法、海法の講義科目における教材作成、質疑応答方法、講義のタイミングと解決策の教え方について改善を加えることとした。

(2) 大学教授資格の選考方法

本事業実施中に、プレルス教授の下で教授資格論文を執筆したクリムケ講師とホイブライン・ジュニアプロフェッサーの教授資格選考試験の一部として、ベルリン自由大学法学部で公開講演が行われた。教授資格選考は、州法の枠組みの中で、学部が、候補者の研究業績、教授資格論文の内容、教育能力などを総合的に判断することによって行われている。

3人の教授、学生、助手の計5名による教授資格選考委員会の審査結果が、教授会に諮られ、最終決定される。興味深いのは、学生と助手も選考委員会に加わっていることと、45分間の公開講演を実施することにより、教授資格科目の研究能力だけでなく、教育能力が公開で試験される点であった。公開講演には、学部の職員も参加している。

プレルス教授の下で研究・教育の訓練を受けた二名の優秀な研究者が、学部の教授、助手、学生、職員の前で講演と質疑応答による口頭試問を受ける場면을体験できたことは、非常に有益であった。ドイツの教授資格選考制度は、日本と相当異なっているためそのまま参考にするには難しいが、学部の公開講演で二名の研究者が実施した講義方法、講義内容、講演後の質疑応答方法は、大学院レベルの研究・教育の改革に必要な要素を学ぶ重要な機会となった。

(3) 連邦司法省の立法担当官の特別講義による教育方法

アルムブリュスター教授の保険契約法講義を受講する学生の発展学習のために、連邦司法省の保険契約法立法担当官による特別講義が実施され、これに参加することができた。この講義には学生以外にも、ベルリン保険ネットワークに参加している教授、政府関係者、保険会社も参加した。配布されたレジュメに従い、重要条文の内容と法律施行後の問題事例について、講義が行われた。講義後は、活発な質疑応答がなされ、最後にアルムブリュスター教授が、学生に対し、今後の学習課題を示した。

この特別講義の実施方法は、本学の講義においても応用可能であり、来年度の民法の授業計画の中に類似の特別講義を盛り込むこととした。

(4) 日本法入門連続講義の実施

学部長のハインツェン教授の提案を受けて、プレルス教授の司会の下で、保険契約法の研究をするうえで基礎となる不法行為法に関する日本法の入

門連続講義を実施した。受講対象者は、法学部の学生、ベルリンの大学で日本学を専攻する学生、法学部の教授であった。講義内容は、プレルス教授の講義方法を踏襲し、冒頭で具体的な事案による問題提示を行い、不法行為による損害賠償の基本条文である日本民法 709 条の立法経緯、歴史的変遷、判例の展開を全般的に講義した後、学生が日本の社会と損害賠償制度を知る上で参考となる裁判例と条文解釈を紹介した。また大江健三郎氏がベルリン自由大学を訪問した時期に近かったため、大江氏の裁判例に関する講義内容には大きな関心が集まった。

講義原稿を作成する段階で、ドイツと日本との法解釈論が異なる理由についてプレルス教授と徹底的に討議するとともに、ドイツ人に理解可能な講義をするためには、日本の法制度と法理論をどのように説明すべきかを確認することができた。その結果、プレルス教授が、講義の導入として、関連するドイツ法の理論状況と具体的事案を紹介することにより、ドイツの学生に理解しやすい講義を行うことができた。

この連続講義の実施を通して得た課題は、同じ法的问题に直面していても、その解決のための法的思考方法は、相当異なる可能性もあるため、このような可能性を十分認識した上で、比較法的検討を加えなければならないという点であった。この課題は、今後学生に対し、日本法の基本的な思考方法を基礎から講義するための糸口となった。

(5) ベルリン自由大学の語学教育

ベルリン自由大学の語学センターでは、留学生、研究滞在者用の語学コースが用意されており、プレルス教授の紹介を得て、このコースに参加することができた。中国、韓国、アメリカ等、日本人学生が接する機会の比較的多い地域の学生だけでなく、イギリス、フランス、スペイン、ギリシャ、ベルギー、スイス、ノルウェー、ポーランド、エストニア、スロバキア等の地域の優秀な学生がベルリン自由大学で学んでおり、このような優秀な学生の真剣な学習態度に接することができたのは非常に有益であった。学部の講義の中で、このような学習態度の必要性を伝えていきたい。

2. 人的ネットワーク構築

(1) 保険契約法分野

保険契約法の分野では、プレルス教授、プレルス教授の下で学んだアルムブリュスター教授、ホイブライン教授、クリムケ講師と交流を深めることができた。プレルス教授門下の優秀な研究者との保険契約法に関する学問的交流は、今後も継続していくこととなった。

また、プレルス教授の紹介により、ゲルトナー教授と学問的交流を深めることができた。

(2) ベルリン自由大学法学部関係

法学部長のハインツェン教授には、専用の研究室、図書館、その他学部の研究施設使用面でお世話になっただけでなく、日本法入門の連続講義を通して、研究者としての交流も深めることができた。学部長の下で働く職員、学術助手、図書館関係者と交流することもでき、今後ベルリン自由大学法学部での継続研究が可能な状況を得ることができた。

アジア太平洋地域との学術交流を推進しているクーニヒ教授とは、日本法連続講義における質疑応答のほか、トルコ、イスタンブールでの大学設立に関するクーニヒ教授の講演を通じて、交流を深めた。またクーニヒ教授の下で海洋法に関する博士論文執筆中の学生に対し、日本の海洋法に関する教示を行った。

メラール教授とは、日本法の連続講義を通して、特に比較法史的研究に関し、対話を図ることができ、今後の交流につながった。

(3) 産学連携関係

ベルリン滞在前に生保協会、損保協会との協力の下で完成させたドイツ保険契約法の翻訳は、産学連携の面でも寄与することができた。ベルリンのドイツ保険協会からアルムブリュスター教授に依頼があり、アルムブリュスター教授を通じて、ドイツ保険協会に翻訳書を一冊進呈することができた。ドイツ保険協会は、4月に来日する予定である。

3. 本学での取り組み

ベルリン自由大学法学部で得た研究成果、教育体験を踏まえ、国際的な海洋教育プラットフォームの基盤構築のために、以下の取り組みを実施する。

- (1) 学部の基礎教育段階で、学生が積極的に対話を通して、民法、保険契約法の基礎を学べる講義の実施
- (2) 学部の専門教育段階で、具体的な事案による課題解決能力を高めるために、保険契約形成及び保険制度設計に関する演習の実施
- (3) 大学院の博士前期課程において、産学連携科目を開設することにより、専門性と国際性の高い海事法学教育の実施
- (4) ベルリン自由大学法学部で形成した人的ネットワークを活用し、告知義務の重要課題、および保険契約の透明化に関する研究の推進